

I 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめ）」  
結果について（概要）＜文部科学省調査＞

1 調査の趣旨

本調査は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動等の状況について把握し、生徒指導上の取組のより一層の充実と、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げるため、文部科学省の依頼を受けて毎年実施しているものです。

なお、いじめを除く暴力行為、不登校等の本調査結果は、平成27年9月16日に既に公表しており、今回、文部科学省が各都道府県に対して再調査を行った「いじめ」に関する調査結果を公表するものです。

2 いじめについて

平成25年度に、「いじめ防止対策推進法」が施行され、それに伴い、いじめの定義については以下のようになっています。

（いじめの定義）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの調査結果の概要

（1） いじめの認知件数等

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件数）

	H22	H23	H24	H25	H26	H26－H25
小学校	156	102	975	621	536	▲85
中学校	146	109	630	529	310	▲219
高等学校	34	33	126	54	61	7
特別支援学校	4	1	7	5	3	▲2
計	340	245	1,738	1,209	910	▲299

- 平成26年度のいじめの認知件数は910件で、平成25年度と比較すると299件減少（前年度比24.7ポイント減）しました。校種別では、小学校536件（前年度比85件減）、中学校310件（同219件減）、高等学校61件（同7件増）、特別支援学校3件（同2件減）でした。なお、学校が把握したいじめの92.0%が年度内に解消しています。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に該当するいじめはありませんでした。

- (2) いじめ防止対策推進法に関する「地方いじめ防止基本方針」等の策定又は設置状況  
三重県の「地方いじめ防止基本方針」は策定済みであり、「いじめ問題対策連絡協議会」等についても設置済みです。三重県内29市町における「地方いじめ基本方針」の策定及び「いじめ問題対策連絡協議会」等の設置状況は以下の通りです。

	策定又は設置済みの市町		備考 (策定及び設置について)
	三重県	全国	
地方いじめ防止基本方針	72.4% (21市町)	63.0%	努力義務
	86.2% (25市町)	69.8%	
いじめ問題対策連絡協議会	62.1% (18市町)	51.1%	置くことができる
	72.4% (21市町)	57.5%	
教育委員会の附属機関	41.4% (12市町)	34.3%	
	62.1% (18市町)	40.4%	
地方公共団体の長の附属機関	37.9% (11市町)	25.6%	
	48.3% (14市町)	31.6%	

※上段は、平成26年度調査結果（平成27年3月31日時点）

下段は、平成26年度追加調査結果（平成27年10月1日時点）

- ・「いじめ防止対策推進法」において策定が必須となっている「学校いじめ防止基本方針」については、すべての学校において策定済みであり、設置が必須となっている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」についてもすべての学校が設置済みです。

（平成27年10月1日時点）

参考 「いじめ防止対策推進法」

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条 地方公共団体は、(中略) 当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、(中略) 条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第十四条 第三項 (一部抜粋) いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 第二項 (一部抜粋) 地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、(中略) その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、(中略)いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。